

【新設】(国外所得金額を計算する場合の準用)

16-3-9の3 内国法人の国外所得金額を計算するに当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる取扱いを準用する。

- (1) 法第 69 条第 4 項第 1 号《国外事業所等に帰せられるべき所得》に規定する内部取引から生ずる国外事業所等帰属所得に係る所得の金額を計算する場合 20-5-2《内部取引から生ずる恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算》、20-5-5《損金の額に算入できない保証料》、20-5-7《損金の額に算入できない償却費等》、20-5-8《販売費及び一般管理費等の損金算入》及び 20-5-34《資本等取引に含まれるその他これらに類する事実》の取扱い
- (2) 令第 141 条の 2 第 1 項第 1 号《国外所得金額の計算》に掲げる金額を計算する場合 20-5-18《恒久的施設に係る資産等の帳簿価額の平均的な残高の意義》、20-5-19《総資産の帳簿価額の平均的な残高及び総負債の帳簿価額の平均的な残高の意義》、20-5-21《恒久的施設に帰せられる資産の意義》、20-5-23《比較対象法人の純資産の額の意義》及び 20-5-26《金銭債務の償還差損等》から 20-5-30《原価に算入した負債の利子の額の調整》までの取扱い
- (3) 同項第 2 号に掲げる金額を計算する場合 20-5-26 の取扱い
- (4) 同項第 3 号に掲げる金額を計算する場合 20-5-15《外国保険会社等の投資資産の額の運用利回り》の取扱い
- (5) 同条第 3 項の規定により共通費用の額を配分する場合 20-5-9《本店配賦経費の配分の基礎となる費用の意義》の取扱い

【解説】

- 1 平成 26 年度の税制改正により、内国法人の外国税額控除に係る控除限度額の計算の基礎となる国外所得金額の計算において、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算、国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の加算調整、銀行等の国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債性資本に係る利子の減算調整及び保険会社の国外事業所等に帰せられるべき投資資産に係る収益の減算調整を行うことが規定された（法令 141 の 2 ①）。
- 2 国外事業所等帰属所得は、内国法人が国外事業所等を通じて事業を行う場合において、その国外事業所等がその内国法人から独立して事業を行う事業者であるとしたならば、その国外事業所等が果たす機能、その国外事業所等において使用する資産、その国外事業所等とその内国法人の本店等との間の内部取引その他の状況を勘案して、その国外事業所等に帰せられるべき所得とされており（法 69④一）、恒久的施設帰属所得と同様、国外事業所等及びその内国法人の本店等が果たす機能並びにその国外事業所等及びその本店等に関する事実の分析による内部取引の認識及び所得認識を行うことになる。

この場合の内部取引から生ずる国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算についても、内部取引から生ずる恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算と同様の考え方に基づき行うことになることから、本通達の(1)では、内部取引から生ずる恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算について定めた法人税基本通達のうち一定のものを、内部取引か

ら生ずる国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算を行う場合に準用することを明らかにしている。

- 3 また、国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の加算調整、銀行等の国外事業所等に帰せられるべき資本に対応する負債性資本に係る利子の減算調整及び保険会社の国外事業所等に帰せられるべき投資資産に係る収益の減算調整の基本的な考え方は、恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債の利子の損金不算入規定（法 142 の 4）、外国銀行等の恒久的施設に帰せられるべき資本に対応する負債性資本に係る利子の損金算入規定（法 142 の 5）及び外国保険会社等の恒久的施設に帰せられるべき投資資産に係る収益の益金算入規定（法 142 の 3）の考え方と同様であることから、これらについて定めた法人税基本通達のうち一定のものを、これらの調整を行う場合に準用することを本通達の(2)から(4)までにおいて明らかにしている。
- 4 さらに、国外源泉所得に係る所得の金額の計算上、国外源泉所得に係る所得を生ずべき業務とそれ以外の業務に共通する販売費、一般管理費その他の費用のうち国外源泉所得に係る所得を生ずべき業務に係るものを配分する場合の共通するこれらの費用（共通費用）の意義についての基本的な考え方は、外国法人の本店配賦経費の配分の基礎となる費用の意義についての考え方と同様であることから、その費用の意義について定めた法人税基本通達を共通費用の額を配分する場合に準用することを本通達の(5)において明らかにしている。
- 5 連結納税制度においても、同様の通達（連基通 19-3-9 の 3）を定めている。